

平成28年9月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

平成28年9月29日（木） 午後2時00分～午後3時20分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市八幡東町632番地 長浜市役所東館5階）

3. 出席委員

教育長	北川貢造
委員（教育長職務代理者）	井関真弓
委員	西橋義仁
委員	川口直
委員	七里源正
委員	西前智子

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

教育部長兼教育改革推進室長事務取扱	板山英信
次長兼教育総務課長事務取扱	改田文洋
教育指導課長	横尾博邦
すこやか教育推進課長	中川京之
幼児課長	川瀬久栄
教育センター所長	北川清治
学校給食室長兼長浜学校給食センター所長	金森和善
教育改革推進室副参事	土田康巳
教育総務課参事	山岡万裕
教育総務課副参事	伊吹定浩
教育総務課主査	大石文哉

6. 傍聴者

なし

II. 会議次第

1. 開 会

2. 議 事

日程第 1 会議録署名委員指名

日程第 2 会議録の承認

8 月定例会

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 議案第 45 号 学校運営協議会委員の任命について

日程第 5 協議・報告事項

(1) 平成 28 年長浜市議会第 3 回定例会質問答弁要旨について

(2) 長浜市子育て支援環境緊急整備事業補助金交付要綱の一部改正について

(3) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正について

日程第 6 その他

3. 閉 会

Ⅲ. 議事の概要

1. 開 会

教育長からあいさつの後、開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

西橋委員、七里委員

3. 会議録の承認

8 月定例会

特に指摘事項はなく、8 月定例会の会議録は承認された。

4. 教育長の報告

教育長：本日は 4 点報告いたします。1 点目は、全国学力・学習状況調査結果です。

公表時期が約 1 か月延びまして、本日の夕方に公表されます。資料は既に届いていますので、本市の概要について少し説明させていただきます。

教育指導課長：今年度の学力・学習状況調査の結果について、概要を説明させていただきます。なお、今ほど教育長からありましたように、本日の 17 時までは非公開とする文科省からの通知を受けていますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

まず、学力調査の結果と分析について、市の平均正答数を全国及び滋賀県の平均と比較しますと、全体的にはやや劣るものの、いずれの問題につきましても全て 1 問以内の差となっています。

国語 A 問題におきましては、小・中学校ともに昨年度より改善が見られます。特に、言語の領域、英語の教育も含めてローマ字を読み書きする問題については、

全国及び県と比べても優れた結果が出ています。しかしながら、算数及び数学の問題については、A・Bともに、昨年度と比べ全国及び県との差が少し広がっています。特に、記述式の問題や資料活用の問題でやや正答率が低く、今後は問題解決型の授業改善を継続していく必要があると分析しています。

次に、学習状況調査に関わる分析ですが、まず、本市の子どもたちの生活状況については、特に朝食を毎日食べている、学校に行くのが楽しい、決まりを守ってしっかり生活するという回答が、全国、滋賀県と比べても非常に高い割合を示しています。子どもたちは、心身の安定した状態で落ちついた学校生活を送っていると理解しています。また、昨年同様に、地域の行事に積極的に参加する子どもの割合が非常に高いというのも、本市の特徴の一つですと捉えています。しかしながら、携帯電話やスマートフォンの所有率については、全国等と比較すると低い水準ですが、年々増加傾向にあります。特に、小学校6年生が使っている時間が増加傾向にあるというあたりが課題の一つと考えています。

次に、子どもたちの家庭での学習状況の調査ですが、家で学校の宿題をやっていると答えた子どもは90%以上で、ほとんどの子どもたちは、指示されたことは真面目に取り組んでいる傾向がありますが、自分で工夫して2時間以上勉強している割合については、全国、県と比べても低い状態です。主体的な家庭学習に課題があると捉えています。

こういった市全体の特徴を捉えながら、さらに検討を進めていくことが大事だと思います。合わせて、各学校で綿密に分析し、独自の方策を打ち出すということも、今後のポイントですと考えています。

最後に、昨年同様、学校間や子どもたちの序列化、過度の競争意識につながるような情報については、市教委としては公表しないという方針で進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

教育長：2点目は、市議会第3回定例会です。9月12日に代表質問と、13、14日に一般質問があり、23日に総務教育常任委員会、予算特別委員会、決算特別委員会がありました。既に委員の皆様には答弁書をご覧いただいておりますが、教育委員会の案件及び答弁については、この後に報告させていただき、改めてご議論いただきたいと思います。

3点目は、小・中学校の運動会です。中学校で9月10日、小学校では17日に行われ、天候にも恵まれて良い運動会となりました。委員の皆様には、ご出席いただきありがとうございました。

ある中学校で、徒競走を全く行わないところがありました。集団競技を中心に行っているわけですが、校長に問題提起いたしました。

4点目は、京都精華大学との交流協定です。具体的な動きはまだこれからになりますが、芸術や文化の分野で学校との様々な交流が進み、本市の学校教育に有意義なものになればと期待しています。

教育長報告は以上です。

5. 議案審議

議案第45号 学校運営協議会委員の任命について

教育長は事務局に説明を求め、教育指導課から資料に基づき説明があった。特に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

6. 協議・報告事項

(1) 平成28年長浜市議会第3回定例会質問答弁要旨について

主な質疑応答は以下のとおり

西橋委員：何人かの議員から、9月から始まる小学校の給食費無料化についての質問があり、滞納件数と滞納額について教育長が答弁されていました。無料化の実施までに滞納している世帯も原則無料化の対象になるという話をうかがいましたが、そのことについて詳しく説明願います。

すこやか教育推進課長：2学期より給食費無料化事業がスタートいたしました。この事業の対象者は、要保護者、準要保護者は除いています。ご質問のあった未納者についても、事業の対象から除いていますが、誓約書や分納計画書を提出することを条件として、給食を提供しています。滞納している世帯については、学校から照会していただき、全ての世帯から誓約書等を提出いただいています。また、誓約に当たって、児童手当から差し引いて支払うというご意向もいただいています。

西橋委員：様々な手当を受けている世帯は、それなりに支払う方法がありますが、何の手当も受けておらず、滞納している世帯もこの中に含まれていると思います。その方も誓約書を出されたと思いますが、今までの滞納がいくらあって、それをいつまでに払うということを誓約するものですか。支払いの意志を示すだけのものですか。

すこやか教育推進課長：一応の期限を定めた、具体的な誓約書になっています。

西橋委員：期日は一律ですか。

すこやか教育推進課長：いいえ、滞納額によって違います。

教育長：滞納者は無料化の対象にならないという原則ですが、いつまでにこのような形で支払うという誓約書を出していただければ、無料にするということが基本的な考え方です。誓約書は全て出していただきましたので、全ての子どもたちの給食が無料になっています。

西橋委員：4月から7月までの間で、滞納者からどの程度の額が納めてられていますか。

学校給食室長：滞納額については、年に1回、学校で集計していただいています。今回は7月現在で確定しました。

西橋委員：毎年7月ですか。

学校給食室長：できれば、毎年2回程度集計していきたいと考えています。

西橋委員：例えば、誓約書を提出するのが小学6年生の場合、納入の期限は卒業を越えることも含まれているのでしょうか。卒業までに納めることが原則なのですか。

学校給食室長：はい、学区によっては卒業を越えている場合もあります。

西橋委員：中学卒業を越えるということはありませんか。

学校給食室長：そこまではございません。

井関委員：小・中学校の学区制についての議員からの質問について、「全市を見据えた」という文言がありますが、これは、全市一区とし、今までの学区制度を取り除いた特色ある学校配置についての質問なのかと受け取れます。これに対して、「小学校、中学校、小中一貫校の3つの形があってもいい、10年単位でということ」と答弁されていますが、答えに少しずれがあるように感じます。

教育改革推進室副参事：小中一貫校を設置し、学区制を考えるとときには、地域の皆さんのご意見を大切にしていかなければなりません。現在のところは、対象になっている地域での一貫校設置について、全力を挙げて軌道に乗せていき、ご意見のあった学区制のことにつきましては、地域の皆さんのご意見いただきながら、改めて検討していきたいという意味です。

井関委員：地域では、たくさん子どもに来てほしいと要望しておられると思いますが、小中一貫校がある学区外の子どもの入学できないということでしょうか。

教育改革推進室副参事：現状では、設置を予定しているところを軌道に乗せることに全力を挙げているところです。それが軌道に乗ってきた段階で、学区制等についても、地域の皆さんのご意見をいただきながら、検討を進めていくということを考えています。

井関委員：この答弁には、その学区制を取り除いた形も、今後10年単位で考えていくということも入っていますか。

教育改革推進室副参事：はい。ただ、それぞれの地域の皆さん方のご意見等も十分聞きながら検討していきたいということも申しあげました。

川口委員：学校図書館の司書に関して、学校の司書配置に関する教育効果について問われています。それに対して、「司書配置の最も大きな教育効果は授業改善や教育相談及び生徒指導にも有効です」と答弁されています。司書を配置することの教育効果なので、授業改善はよく理解できますが、教育相談あるいは生徒指導にも有効ということになると、司書自身に教育相談あるいは生徒指導を支援していただいているのかと受け取れます。この意味について教えてください。

教育指導課長：ご指摘のとおり、司書が直接、生徒指導や教育相談に関わることはございません。ただ、やはりそれまで開かずの間であった図書室が、非常にあたたかい、やわらかい場になったことで、間接的に生徒指導や教育相談を含めた、いわゆる心の癒やしにつながっているという意味合いから、こういう表現をさせていただいています。

川口委員：雰囲気についてはよく理解できます。学校図書館にせっき司書が配

置されたのに、教育相談や生徒指導の場所に使っているという意味ではないわけですか。

教育指導課長：はい。

西前委員：「小規模校から大規模校へ、やる気を失う異動」について問われていますが、これはどういったことでしょうか。

教育指導課長：長浜市内には、規模の異なる様々な学校がございます。当然、学校課題も含めて地域によって違いがあります。小規模校を長年経験された方が大規模校に異動されたときに、戸惑いも含めて不安感を感じておられるというケースがあることも事実でございます。そのあたりについて、「やる気を失う」という表現で質問されています。こういったことについては、直接、人事訪問等で学校長から聞いているということはありませんので、そういう趣旨で答弁しました。

西前委員：子どもには影響はないということですか。先生にやる気がないということは、親としてはとても不安なことです。先生が異動した先で戸惑うことがあるけれど、周囲の先生方の力で支えていただいていると受け止めてよいのでしょうか。

教育指導課長：当然、一人の教員を、管理職を含めた学校全体のサポートの中で子どもたちの関わりをつくっていますので、これからも努力していきたいと思えます。

七里委員：9月から給食費無料化が開始されていますが、これは実に素晴らしいことだと思います。子どもの6人に1人がいわゆる貧困状態にあると示すデータがありますが、子ども時代には、食べるということは非常に大事なことです。この答弁には、児童から「市民の皆さんに支えられ、給食を食べることができ、感謝している」という言葉が挙がっていて、これが子どもたちの気持ちで、これは非常にいいことだと思っています。

また、感謝の念を育むこと、「いただきます」と「ごちそうさま」、これは道徳教育にもつながることで、非常に大切なことだと思います。道徳教育と言っても難しいことがいろいろありますが、基本的な「いただきます」とか「ごちそうさま」と言うことも一緒に継続していくと、これだけで、最低限の道徳教育としていいのではないかと思います。

井関委員：保育士の問題についての質問について、保育士のなり手が少ないというのは全国的にも同じことで、待遇の改善などがされているところだと思います。また、保育士の再就職等、人材発掘にも力を入れていただいていることと思いますが、保育園や幼稚園を訪問したときに、先生方から、保護者対応がとても大変だという話を聞くことが多くあります。また、保護者間の問題も園に持ってこられたりすることもあり、先生方も本当に大変な思いをされていると思います。そういうことに対して改善といっても大変難しいこととは思いますが、どのように考えておられますか。

幼児課長：確かに、園においては、保護者を含めた子育て支援といったことの重要性は大変大きいものだと思います。特に、若い保育士が保護者に対応するこ

とについては、心を痛めている現実もございます。やはり、そういったときには、先輩職員や管理職と一緒にあたり、対応を学んでいくようにしていきたいと思っていますし、保護者対応についての研修も考えているところです。

井関委員：再就職された方からも、保護者対応で様々な経験をされて、かなり苦勞されていると聞くことがあります。保護者対応は本当に大きな問題だと思いますが、研修等の他に対策がないかと考えています。

幼児課長：大事な視点だと思いますので、今後しっかりと検討してまいりたいと思います。

教育長：教員も保育士もそうですが、保護者の姿勢は全面的学校信頼ではないということを感じなければならぬと思います。また、技能、技術、知識をできるだけ若い間に身につけなければならぬとも思います。

それを我々がどう関わっていくかということについては、研修を行う一方、園や学校が組織的に運営できるよう、事務や保健について専門の職員を配置するようにしています。そして、副園長を中心に保護者対応にあたるという園運営をめざしていますが、成果が出るにはもう少し時間がかかるかもしれません。

井関委員：もう1点、小学校では、いじめも含めて、弁護士が入る組織等をつくっていただいているが、園についても、同じように適用されると考えてよいのでしょうか。

教育指導課長：現段階では、小・中学校を対象に、法律相談も含めたクライシスマネジメントを今年度から実施していますが、保護者の過度な要求等への対応や危機管理についての弁護士による研修会を開催したところ、園の管理職20名ほど参加いただきました。関わりを少しずつ広げていければと思っています。

西橋委員：小中一貫校に関する「市内外はもちろんのこと、県外からもこの特色のある小中一貫校に入校することができるのか」という質問に対して、入校枠の拡大については、設置準備協議会の中で議論し、地域の皆さんの意見を聞いて云々とあります。例えば、地域の方々が、県外からの入学が地域振興に役に立つと結論された場合は、県外からも入学できると読める答弁になっていると思います。

教育改革推進室副参事：現在のところ、具体的に準備協議会の中でそういった話はありません。小中一貫校は、全く新しい試みですので、余呉地域の小中一貫校のほうを軌道に乗せるということを全力で取り組んでいるところです。ただ、そういった話が出てきたときには、地域の方々と検討していかなければならないと考えています。

西橋委員：地域の方々の決定に任せるべき問題でしょうか。長浜市民、滋賀県民でない方が入学を希望されることを認めるような答弁になっているように思えます。

教育部長：県外からの希望については、住所を変更すれば十分可能です。ただ、この小中一貫教育校を、地域振興の魅力となる材料の一つにできないかと考えて、長浜市北部で計画したことも事実です。その際に、市内において、例えば余呉地

域の子どもはこの一貫校へ行くとして、高月地域や長浜地域から通いたいという子どもが出てきた場合にどういう対応をしていくかということについては、地域の方々のご意見も聞きながらこちらで検討し、就学の決定は教育委員会が行うという立場をとるということが基本姿勢です。

ただ、小規模校同士で子どもをとり合うことになることは望んでいませんので、慎重にご意見を聞きながら検討していくべき問題だと考えています。基本的には、可能な限り、門戸は広げていきたいと思っています。

西橋委員：入学枠を拡大するということには、私は賛成だが、長浜市民でない、例えば住所を移していないのに、入学を認めることに通じる答弁になっていないかと憂慮しています。

教育部長：その場合には、区域外就学という制度があります。例えば、京都市からこちらに就学する場合には、当然、京都市教育委員会が就学校を指定するわけです。当然、京都市教委と長浜市教委の協議も必要になってきます。県外に住所があるにもかかわらず、こちらから一方的に受け入れるという性質のものではありません。これを原則としています。

川口委員：土曜授業について、スポーツ少年団の運営、あるいは運動会等に影響が出ているということで、市内統一の日を設定してはどうかという質問がありました。土曜授業実施については、少年団の活動に支障が出るとか、あるいは学区等の運動会、行事等にも、最近の子どもたちはたくさん参加しているので、そういったことにも影響してくるということは、議論を尽くしてきたと思います。

こういう意見が出てきたことで、すぐに、小学校、中学校ごとに実施日を整えようとか、あるいは長浜統一で日を設定しようということになると、今まで学校の実態、独自性、自主性等を踏まえて、土曜授業の計画を整えてきたわけなので、手のひらを返すように、日を統一するということを言い出すと、先生方のやる気を失うことにならないかと危惧しています。

教育指導課長：ご指摘のとおり、土曜授業は、様々な課題も含めて十分議論をしていただいた中でスタートし、今年度で2年目になります。1年目については、設定日を一定にしぼった形でスタートしましたが、ご指摘のとおり、学校現場の実情や地域の行事等もあって、その枠を、学校の裁量に委ねる形で広げていったという経緯もございます。

昨年度は、夏休みの開設日を除く土曜授業の開設が30日を超えるということで、逆に枠が広がり過ぎている傾向もあります。そのあたりと、学校の独自性、また外部機関等との関連も十分に踏まえ、校長等ともうまく調整しながら、次年度に向けた方向性を探っているところです。

教育部長：土曜授業に関しましては、スポーツ少年団の取りまとめをしている方と、何回か直接お会いし、各校の計画等も見ていただいて了解を得ています。ただ、個々のスポーツ少年団について個別にやっているわけではありませんので、ご意見をいただいたときには、同じ子どものことなので、調整がつく範囲内で、各中

学校区の小学校で相談するなどのご対応をお願いしたいと提案しています。

土曜授業は学期に2回です。この期間内で2回の設定について学校にお願いしたところ、この2学期に関しては、20校を超える小学校で実施日が一緒になりました。これは、学校間で調整された結果です。今後は、極力、中学校区を単位として、小学校の先生方にもご理解、ご努力をいただければありがたいと考えています。

川口委員：よくわかりました。教育委員会で実施日を統一するという指導にならないように、くれぐれもお願いします。

七里委員：土曜授業は、1学期2回で2学期2回、3学期は1回程度の実施ですか。

教育長：そうです。加えて、小学校でしたら夏休みに3日あります。

教育指導課長：夏休みに3日から5日実施することを設定していますので、それを除く5日から7日あたりを他の土曜日で授業しています。

七里委員：実施日は校長が決めて、それを教育委員会は承認するという形になっているわけですか。

教育長：そうです。各校で決めています。

七里委員：であれば、現場の問題も大いに関係あると思います。今は塾の問題があるから、学校教育は生活指導がメインになっているのではないかと感じています。先生がそれに追われて、実際に授業に対して情熱を注ぐようなものがなくなっているのではないかと思います。

教育長：生活指導のほかにも、自然体験や社会体験を学校で扱うことが増えてきているのは事実ですが、学校は学習の場ですというところをしっかりと踏まえて、土曜授業についても考えなければいけないと思います。

七里委員：全国学力調査の結果について冒頭に説明がありましたが、この調査は塾の学力調査になっている側面があるかもしれないと思います。

教育長：小・中学校では、6年間、9年間にわたって、多方面から専門的なことを学ぶのですから、トータルには、学校の力に違いないと思っています。

(2) 長浜市子育て支援環境緊急整備事業補助金交付要綱の一部改正について

(3) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正について

幼児課長から資料に基づき説明があった。

6. その他

(1) 幼児課長より、平成29年度入園申込要項の説明及び園訪問について案内があった。

(2) すこやか教育推進課長より、陸上記録会について案内があった。

(3) 教育総務課参事より、旧上草野小学校リノベーション事業について報告とオープンイベントについて案内があった。

(4) 自転車損害保険の加入義務化について意見交換があった。

主な意見は以下のとおり。

川口委員：4月1日から、自転車利用者に、県が条例で保険加入を義務づけたということが報道されていましたが、市教委あるいは学校の対応はどうなっていますか。

すこやか教育推進課長：まず、ヘルメットの装着については努力義務、賠償保険の加入については義務としています。ただし、未成年の場合、保護者が義務を負うという形になっています。特に、中学校ではそれぞれの学校長が自転車通学を許可していますので、特に1学期の懇談会の後など、あらゆる機会を通じて、保護者に十分啓発をしてまいりたいと考えています。

保険加入の啓発については、市民活躍課が所管しています。また、市広報では、4月15日号及び7月15日号で啓発をしています。

教育長：加入率は把握していますか。

すこやか教育推進課長：平均して40%程度です。

川口委員：4月に生徒や保護者が自転車通を申請して、学校長が許可するというシステムで、どの中学校も行っていると思います。保険の加入は義務ですから、保護者に任せるといふ姿勢なのでしょうか。

すこやか教育推進課長：これについては、事務局の中でも協議していました。例えば、保険に入っていない場合は自転車に乗ってきてはいけないということが言えるかどうかという部分も問題で、あくまで啓発を中心にするべきではないかという意見もあります。他市の状況を見ますと、大津や甲賀市では今年度から検討を開始しているようです。

教育部長：このことについては、中学校の校長会で協議しなければならないと思います。この問題について、事務局では早くから内部で協議しましたが、今年度については、学校を通じて、条例の趣旨と保険加入の義務化について啓発していくという状況です。

すこやか教育推進課長：現在のところ、何千万円もの賠償を要する大きな事故は滋賀県では起きてないそうです。なお、この保険は第三者に怪我をさせたときの賠償で、ただ単に、通学の途中でこけたとかいう場合については、当方の損害保険で対応することになります。

8. 閉会

教育長から、本日の委員会が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣言があった。